

農地利用効率化等支援事業と担い手確保・経営強化支援事業の概要

区分	農地利用効率化等支援事業（通常）※未確定	担い手確保・経営強化支援事業 （補正予算事業、臨時的）
	融資主体補助型 通常タイプ	
事業概要	集約的な農地利用の実現に向けて生産の効率化の <u>目標達成に取り組む</u> 中心経営体が、 <u>融資を活用して農業用機械・施設等を導入する際に支援</u> 。	経営発展に向けた <u>目標の達成に取り組む</u> 意欲的で経営感覚に優れた中心経営体等が、 <u>融資を活用して農業用機械・施設等を導入する際に支援</u> 。（より高い実績と目標設定を求められる。）
実施地区	実質化された人・農地プランが作成されている地区。（原則農業振興地域内。）	実質化された人・農地プランが作成され、かつ農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化を進めている地区。（原則農業振興地域内。）
助成対象者	実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体。 ※就農5年度以内の者は、認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けていること。	実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体であって、かつ <u>認定農業者（特定農業法人含む。）</u> 又は <u>認定新規就農者</u> 又は <u>集落営農組織</u> であるもの。
目標設定	<u>付加価値額の拡大 + 選択目標</u> （令和6年度に達成。詳細次ページ。）	<u>付加価値額の10%以上の拡大 + 選択目標</u> （令和5年度に達成。詳細次ページ。） （選択目標の設定が必要ない場合もあり） （認定新規就農者は、付加価値額の拡大+選択目標）
機械等の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・設置・工事が単年度で完了すること。 ・1機械・施設あたり50万円以上。 ・耐用年数が5年以上20年以下のもの。 ・農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないこと。 ・<u>成果目標の達成に直結するもの。</u> ・耐用年数期間中、利用簿をつけること。 ・農機具共済、施設共済等に加入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1機械・施設あたり50万円以上。 ・耐用年数が5年以上20年以下のもの。 ・農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものでないこと。 ・<u>成果目標の達成に直結するもの。</u> ・耐用年数期間中、利用簿をつけること。 ・農機具共済、施設共済等に加入すること。
助成率	融資残額の内 <u>全体の3/10以内</u> ※300万円上限 （先進的農業経営確立支援タイプ（広域に展開する農業法人等が経営の高度化をする場合。）では、個人1,000万円、法人1,500万円上限）→先進的農業経営確立支援タイプをご希望の場合はご相談ください。	<u>1/2以内</u> ※ 個人1,500万円、法人3,000万円上限（100万円を上限とし、目標設定や選考基準の規定を易しく設けたタイプもあり。）→こちらのタイプをご希望の場合はご相談ください。
選考基準	<u>経営の実績値や目標（数値目標）を難易度別に点数化</u> 、そこに人・農地プランの実質化や農地集積の度合いを基準とする地区点数を加算して、合計点数の高い順に地区単位で採用される。（イノベーション機械等優先枠等あり。）	<u>経営の実績値や目標（数値目標）を難易度別に点数化</u> 、そこに人・農地プランの実質化や農地集積の度合いを基準とする地区点数を加算して、合計点数の高い順に地区単位で採用される。（スマート農業優先枠あり。）
着工時期	<u>最短で令和4年夏</u> （事業完了は令和5年2月まで）	<u>令和4年3月以降</u> （事業完了は令和4年度早期に繰越も可能）
応募の制限	過去に受けた国の機械等整備助成事業の目標が未達成の場合は、応募することができません。	

成果目標について

具体的な数値目標を設定した上で、その目標を達成していただく必要があります。

(1) 農地利用効率化等支援事業 ※未確定

必須目標項目	目標水準（事業実施年度の翌々年度の姿）
①付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額 - 費用総額 + 人件費）を拡大させる。 （別紙「付加価値額の算出方法」参照）

①の必須目標に加え以下の②から⑦の選択目標（関連目標）のうち1～3つ以上※1設定。

※1 前ページの「選考基準」の項目に関連し、点数化した項目の種類に応じて選択目標1～3つの違いあり。
（詳細は別添「配分基準表」及び「成果目標の目標水準」参照。）

選択目標項目	目標水準（事業実施年度の翌々年度の姿）
②経営面積の拡大	利用権の設定等又は農作業の受託をして経営面積の拡大を行う。
③農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質の向上、契約栽培等の新たな販売方式の導入等により農産物の価値向上に取り組む。または、輸出、異分野の事業者との連携等により農産物の新たな市場の開拓に取り組む。
④単位面積あたりの収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積あたりの収量の増加に取り組む。
⑤経営コストの縮減	栽培及び管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト（農産物の生産・加工・流通・その他経営にかかるコスト含む）の縮減に取り組む。
⑥農業経営の複合化	土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的な農業経営の展開に取り組む。又は収益性の高い品目の導入・拡大に取り組む。
⑦農業経営の法人化	目標年度までに法人化する。

(2) 担い手確保・経営強化支援事業

必須目標項目	目標水準（事業実施年度の翌々年度の姿）
①付加価値額の拡大	付加価値額（収入総額 - 費用総額 + 人件費）を <u>10%以上</u> 拡大させる。（別紙「付加価値額の算出方法」参照）

前ページの「選考基準」の項目に関連し、点数化した項目に対応する選択目標が規定に設けられている場合は、①の必須目標に加え、上の選択目標の②、③（輸出除く）、⑥（品目の導入等でなく品目転換）、⑦、及び「青色申告」「環境配慮」「農作業の共同化」「労働時間の縮減」「輸出」から1～7つ設定。（詳細は別添「配分基準表」及び「成果目標の目標水準」参照。）

(1)(2)とも、成果目標に対し、導入する機械等の性能・規模が妥当であることを、具体的な数値をもって文章で説明することが求められます。（設定した数値の妥当性自体も審査されます。）

（例：○○（処理量：○kg／毎時）を導入することにより、1時間あたりの処理量が○kg増加し、作業時間を全体で○時間減らすことができる。これにより年間で人件費を○円、光熱費を○円節約できるため、経営コストの縮減（選択目標⑤）を達成できる。）